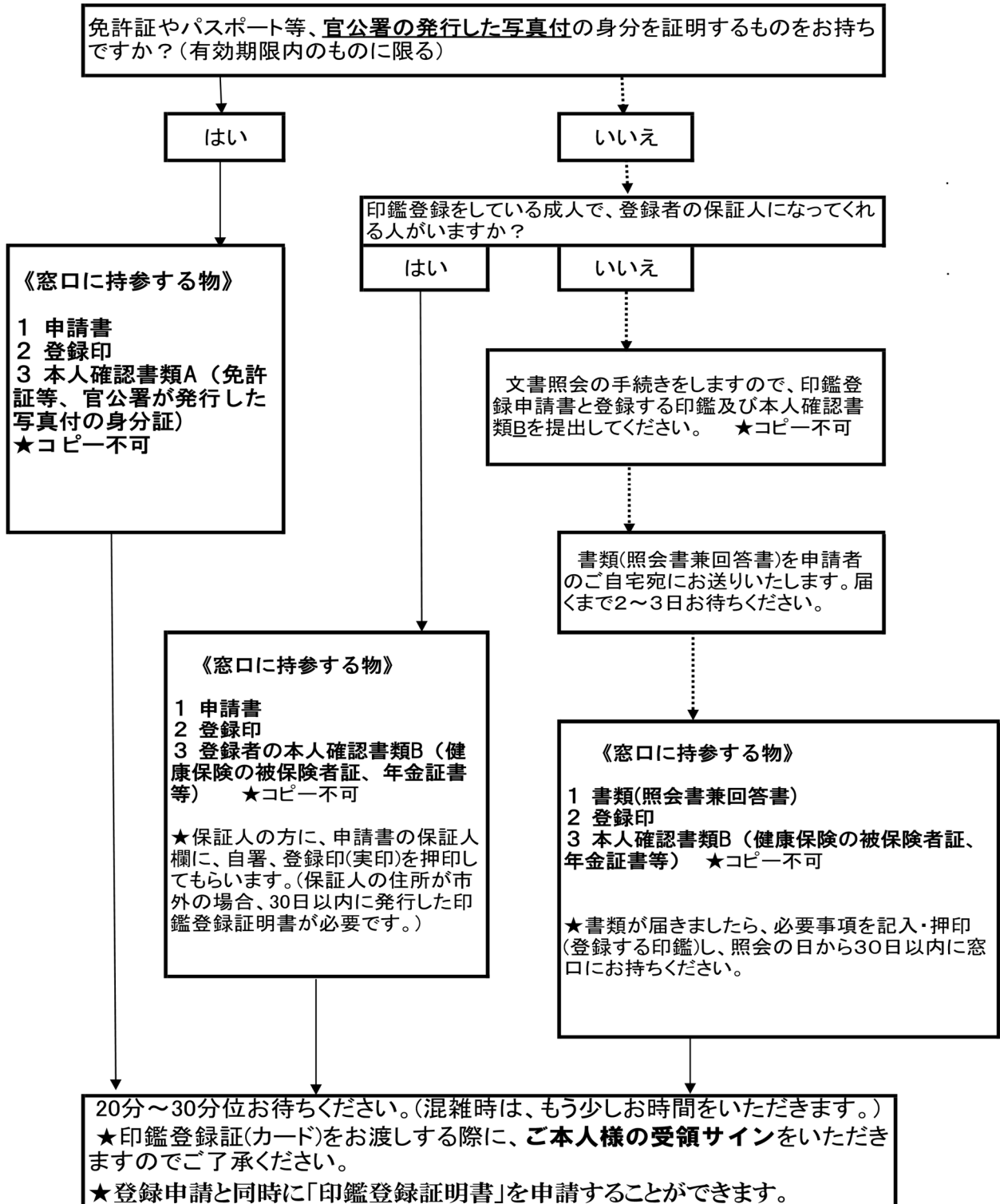


◎印鑑登録の手続

◁本人登録の場合＞

印鑑登録できる方

満15歳以上で、住民基本台帳に記録されている方、又は外国人登録原票に登録されている方。



(注意) 本人確認書類 A・本人確認書類 B の詳細については、裏面参照

本人確認書類Aの事例

運転免許証	運転経歴証明書
個人番号カード	住民基本台帳カード(写真つき)
パスポート	身体障害者手帳(写真つき)
在留カード・特別永住者証明書(又はみなし特別永住者証明書)	
ボイラー技術免許証	海技免状
電気工事免状	無線従事者免許証
耐空検査員の証	動力車操縦者運転免許証
船員手帳	運行管理者技能検定合格証明書
猟銃・空気銃保持許可証	戦傷病者手帳
特殊電気工事資格者認定証	認定電気工事従事者認定証
宅地建物取引主任者証	航空従事者技能証明書
教習資格認定証(猟銃の射撃教習を受ける資格)	
検定合格証(警備員に関するもの)	
官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人の身分証明書(写真つき)	

本人確認書類Bの事例

住民基本台帳カード(写真なし)	健康保険の被保険者証
各種年金手帳	療育手帳
生活保護受給者証	

※運転経歴証明書については平成 24 年4月1日以降に交付されたものに限りません。

※有効期限があるものは、期限内のものに限りません。

※コピーは不可となります。必ず原本をお持ちください。